



3環技審第1号

令和3年5月21日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県環境影響評価技術審査会

会長 岡村 真



阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）に係る第二種事業概要届出書について

令和3年3月30日付け2高環共第1186号で当審査会に対して、高知県環境影響評価条例施行規則第6条の各号に関し、環境保全の見地からの意見を求められた「阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）第二種事業概要届出書」について審査を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）第二種事業概要届出書に対する答申

1 総括的事項

高知県環境影響評価条例施行規則第6条第1項の規定に基づく各号に掲げる要件の対象については、その一部に十分な配慮や対策が必要であるものの、安芸市、安田町、田野町及び奈半利町の意見の中で求められているとおり環境調査等を含む適切な措置を講じ、かつ、個別的事項で次のとおり指摘する点を踏まえた対応を、届出者である国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所が、その責任のもと実施することで、当該届出書については、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとはいえず、高知県環境影響評価条例に基づくその他の手続きを積極的に求めるものではない。

2 個別的事項

（1）野生動植物・生態系について

- ア 道路の施工にあたっては、例えば、法面への吹き付けや植生シートに用いる種子にその地域の在来種を用いることや、事前に発芽させて在来種であるか確認することなど、過去の事例も参考にして対応を検討し、施工後のモニタリングを含め、外来種の侵入や拡散につながらないよう配慮すること。
- イ ニホンアカガエルやトサシマドジョウ等の絶滅危惧種や、ムカシトンボ等の希少動植物については、その把握を十分行い、影響を最小限に留めるよう配慮すること。
- ウ コフキヒメイトトンボは、生息地が局在しており、狭い範囲にまとまって生息していることから、改変が小規模であっても影響が大きくなるため配慮すること。
- エ 伊尾木洞のシダ群落は湿った場所にあり、工事による乾燥の影響に配慮すること。
- オ 植物の保全にあたって、移植による措置を選択する場合は、定着しない事例が多いため慎重に対応を行うこと。

（2）地形の改変について

事業予定地域内にある傾斜の緩やかな、また地盤的にしっかりした海岸段丘を活用する等、地形の改変ができるだけ小規模に留めるよう努めること。